

業 務 委 託 契 約 書

頭 書

1	業務の名称	(一括) 建築基準法第 12 条定期点検業務
2	業務の場所	別紙のとおり
3	業務委託料	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4	履 行 期 間	令和 7 年 月 日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第 2 7 条第 1 項 3 号により免除
6	支払期限等	第 1 1 条のとおり (請求の日から起算して 3 0 日以内)
7	前 金 払	不可
8	仕 様 書 等	仕様書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 所 在 地 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
名 称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊞

受託者 住所又は所在地
氏名又は名称

条 項

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了（この契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。）させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 受託者が共同企業体を構成しているときには、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

（業務の目的及び内容）

- 第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。
- 2 業務の内容は、仕様書等のとおりとする。

（業務の場所）

- 第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

（業務委託料）

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

（履行期間）

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

（業務予定表等の提出）

第6条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
- (2) 業務責任者の届出書
- (3) その他仕様書等で定める書類

2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。

3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

（業務委託の調査等）

第7条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

（業務完了報告及び成果物の提出）

第8条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書及び成果物（以下「成果物等」という。）を直ちに提出しなければならない。

（検査及び引渡し）

第9条 委託者は、成果物等を受理したときは、直ちに当該成果物等について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の可否を判定するものとする。

2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で成果物等の補修又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

3 成果物の引渡しは、第1項の検査に合格したときをもって完了するものとする。

(支払の請求)

第10条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

(支払期限等)

第11条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第13条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

(仕様書等の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(不可抗力による業務の中止)

第15条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

（その他の事由による業務の中止）

第16条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（受託者の請求による履行期間の延長変更）

第17条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。

3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

（履行期間の変更方法）

第18条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（業務委託料の変更方法）

第19条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（臨機の措置）

第20条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。

2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（事故等の報告と処理等）

第21条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、自己の責任において事故等処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。

3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

（一般的損害）

第22条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条及び第24条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第23条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第24条 成果物の引渡し前に、不可抗力により成果物その他業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

（契約不適合責任）

第25条 委託者は、成果物の引渡し後に、成果物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに受託者に対しそれを知照するものとする。

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときを除き、委託者は受託者に対し、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指定する方法により、受託者の費用負担で、成果物の補修又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(1) 契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるとき。

(2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、委託者が契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合を受託者に通知しなかったとき。

3 受託者は、委託者が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。

4 委託者が受託者に成果物の補修を請求することができる場合において、委託者自らが成果物を補修し、又は第三者に成果物を補修させたときは、委託者は、受託者に対し、成果

物の補修に要した費用を請求することができる。

(委託者の業務委託料減額請求権)

第26条 前条第2項の規定により委託者が受託者に履行の追完を請求することができる場合であっても、委託者は、同項の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、業務委託料の減額を受託者に請求することができる。

2 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

- (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。
- (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

(委託者による解除権の行使及び損害賠償請求)

第27条 前2条の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(委託者の催告による解除)

第28条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第9条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて成果物等の補修又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する成果物等の補修又は追加がないとき。
- (3) 第25条第2項の規定に基づき受託者に履行の追完を請求することができる場合において、委託者が相当な期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(委託者の催告によらない解除)

第29条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思

を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。

- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第30条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員その他常時業務委託を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 業務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(受託者による解除)

第30条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金)

第31条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- (1) 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。
- (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第32条 受託者は、第31条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、成果物の引渡し後においても適用する。

(受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第33条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）

第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

- 3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に成果物の引渡しがあったときは、履行期間の満了日の翌日からその引渡し日までの日数とし、履行期間経過後に成果物の引渡しを受けず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

（違約金等の計算基礎とする業務委託料）

第34条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

（委託者の損害賠償請求権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第28条又は第29条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

- 2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

（違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金）

第36条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第37条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(解除の効果)

第38条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、成果物の引渡し前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 委託者は、第28条又は第29条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の保持)

第39条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(特許権等の使用)

第40条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権等の取扱い)

第41条 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、第10条第1項の規定による検査に合格した時点で、委託者に移転する。ただし、成果物に第三者の著作物又はこの契約の締結以前から受託者が有していた著作物が含まれる場合におけるそれらの著作権については、この限りでない。この場合において受託者は、委託者に対し、当該著作権がある旨及びその部分を成果物の納入時に書面により示さなければならない。

2 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。

3 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

4 成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担のもとこれに対処し、解決するものとする。

5 著作権移転の対価は、業務委託料に含まれるものとする。

（暴力団の排除のための協力）

第42条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（最低賃金法等の遵守）

第43条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

（規則の遵守）

第44条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

（温室効果ガスの削減）

第45条 賃貸人は、この契約の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

（雑則）

第46条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

- 2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第47条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

入札番号
教育施設課

(一括) 建築基準法第 12 条定期点検業務委託
発注仕様書

浜 松 市

1 業務名称 (一括) 建築基準法第 12 条定期点検業務

2 業務場所 浜松市中央区鴨江町地内 他

3 業務期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 13 日 まで

4 その他 以下の各仕様書に記す

1) 建築基準法第 12 条定期点検業務

2) 学校施設の非構造部材耐震化ガイドブックの点検業務

5 共通事項

- (1) 受託者は、契約書、仕様書、その他関係法令を遵守し、成果品が、その後の学校施設整備の基盤資料となることを十分理解の上、適正かつ正確に業務を行なうこと。
- (2) 受託者は、調査のために建物等に立ち入ろうとする場合には、事前に当該建物等の管理者（以下、学校管理者という）の同意を得なければならない。
また、受託者は、調査のために第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該所有者の同意を得なければならない。
- (3) 受託者は、現地調査実施日時について、あらかじめ学校管理者と協議を行うこと。
なお、学校管理者から調査日程や場所について要望や相談等があった場合には、十分その意向を把握したうえ、委託者に報告し、協議すること。
- (4) 受託者は、本業務における調査に必要な関係図書等について、委託者若しくは学校管理者から貸与を受けるものとする。なお、貸与された関係図書等は、業務が完了した日から 3 日以内に返却しなければならない。

6 業務計画書

業務着手に先立ち、業務計画書を提出すること。計画書の記載内容は以下のとおり。

- (1) 調査対象施設
- (2) 業務方針
- (3) 業務体制
- (4) 業務工程表
- (5) 調査方法
- (6) その他（安全対策等）

※業務計画書書式は任意とする。

7 その他

(1) 受託者は、調査実施等により学校敷地内に立ち入る場合は、次の事項について厳守すること

- ・自己の身分を証明する資料（身分証明書）を携帯すること。

建築基準法第12条定期点検業務（建築物・建築設備） 仕様書

- 1 適用範囲 この仕様書は、浜松市（以下、「委託者」という。）が実施する「建築基準法第12条定期点検業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- 2 目的 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、特定建築物の敷地及び構造について及び特定建築設備等について、損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検することをはじめ、建築後の建築物等の改変による建築基準法等関係法令の基準適合状況や既存不適格事項について調査するものである。
- 3 対象施設 市内における小学校、中学校、幼稚園（全196校・園）
※業務対象施設は、別紙1「対象施設一覧」の「定期点検」欄「○」印を対象とする。
- 4 業務内容
 - (1) 調査内容
調査内容については、別添「定期点検報告書」により行うこと。
 - (2) 調査方法
点検内容については、下記の図書を参考にする。
 - ① 特殊建築物等定期点検業務基準（最新版）
（一般財団法人 日本建築防災協会 発行）
 - ② 建築設備定期検査業務基準書（最新版）
（一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行）
 - (3) 点検実施写真の撮影
定期点検を行っている実施の写真を撮影すること。
（1施設に5枚程度で、施設名称がわかる玄関や門前、現場点検状況及び施設管理者等へのヒアリング状況など）
指摘事項がある場合は、その箇所についても写真撮影をすること。

5 成果品

(1) 業務計画書

(2) 点検業務報告書類

①定期点検報告書

- ・委託者から指定された様式により A 4 判 1 部（点検対象の学校・園に提出）及び電子データ（電子記憶媒体（CD、DVD等））で提出すること。

②建築基準法第 1 2 条点検結果表特記事項抽出票

- ・点検の結果、点検結果表の特記事項に記載された事項を、建築、建築設備ごとに、委託者から指定された様式により A 4 判 1 部（点検対象の学校・園に提出）及び電子データ（電子記憶媒体（CD、DVD等））で提出すること。

(3) 打合せ議事録

【成果品形式】・・・(2) 点検業務報告書類について

- ・A 4－S 判ファイル青色で提出すること。
- ・見出しは「令和 7 年度 建築基準法第 1 2 条定期点検業務 定期点検報告書」とすること。
- ・綴り方は、同仕様書の対象施設一覧・②・①の順に中表紙で分けること。
- ・電子データは、区ごとに別フォルダとし、施設支払い内訳に示す施設所管課ごとに提出すること。

学校施設の非構造部材耐震化ガイドブックの点検業務 仕様書

- 1 適用範囲 この仕様書は、浜松市（以下、「委託者」という。）が実施する「学校施設の非構造部材耐震化ガイドブックの点検業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- 2 目的 本業務は、学校施設における落下の危険性のある非構造部材のひび割れ、変形等の劣化状況や取付け状況等を調査し、劣化度や耐震性を診断することを目的とする。
- 3 対象施設 市内における 12 条定期点検（建築物）対象となる小学校、中学校（全 64 校）
- 4 業務内容 非構造部材耐震化ガイドブックに基づく点検業務
- 5 業務範囲 別添の点検チェックリスト（学校設置者用）に示す全ての項目
- 6 業務内容 点検内容については、文部科学省発行の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づき、「学校設置者が点検する項目」の点検を行う。
- 7 成果品 別添の「点検チェックリスト（学校設置者用）」。

【成果品形式】

- ・ x l s 形式及び p d f 形式にて電子記憶媒体（C D、D V D 等）に保存して提出すること。
- ・ 区ごとにフォルダ分けすること。

対象施設一覧(中央区)

区	番号	調査番号 学校名	2025 定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	1	2002 西小学校		○			南校舎	RC造	3	2,788.00	1958
							北校舎	RC造	2	981.00	1970
							体育館	S造	1	725.00	1979
中央	2	2003 東小学校		○		○	南校舎	RC造	4	2,734.00	1998
							北校舎	RC造	3	1,857.00	1998
							体育館	RC造	2	1,110.00	1998
中央	3	2004 県居小学校		○			南校舎	RC造	3	1,141.00	1956
							北校舎	RC造	3	2,241.00	1978
							体育館	S造	1	725.00	1977
中央	4	2005 相生小学校		○			北校舎	RC造	4	2,902.00	1970
							南校舎東	RC造	3	1,963.00	1972
							南校舎西	RC造	2	368.00	1995
							体育館	S造	1	1,005.00	1982
中央	5	2007 竜禅寺小学校		○			北校舎	RC造	4	3,105.00	1960
							南校舎	RC造	3	1,471.00	1970
							体育館	S造	1	725.00	1976
中央	6	2008 追分小学校		○			北校舎	RC造	4	2,942.00	1959
							南校舎	RC造	4	1,919.00	1973
							体育館	S造	1	601.00	1974
中央	7	2009 佐藤小学校		○			南校舎	RC造	2	1,766.00	2006
							北校舎	RC造	4	2,561.00	1972
							体育館	S造	1	725.00	1978
中央	8	2638 双葉小学校		○			校舎	RC造	3	4,717.00	2010
							体育館	S造	2	928.00	2010
中央	9	2011 広沢小学校		○		○	北校舎	RC造	3	2,127.00	1967
							南校舎東	RC造	4	2,828.00	1975
							南校舎西	RC造	3	628.00	1964
							体育館	S造	1	945.00	1977
中央	10	2012 曳馬小学校		○		○	南校舎西	RC造	3	4,539.00	1959
							南校舎東	RC造	2	485.00	1985
							北校舎	RC造	3	678.00	1978
							体育館	S造	1	725.00	1977
中央	11	2013 萩丘小学校		○			北校舎	RC造	3	2,218.00	1963
							中校舎	RC造	3	2,948.00	1964
							南校舎	RC造	3	740.00	1980
							体育館	S造	1	798.00	1973
中央	12	2014 富塚小学校		○			校舎	RC造	4	4,111.00	1968
							体育館	S造	1	601.00	1974
中央	13	2017 浅間小学校		○			南校舎	RC造	3	2,748.00	1965
							北校舎	RC造	3	2,086.00	1977
							体育館	S造	1	945.00	1980
中央	14	2018 上島小学校		○			校舎	RC造	2	7,673.00	2002
							体育館	S造	3	1,248.00	2002
中央	15	2019 鴨江小学校		○			北校舎	RC造	3	733.00	1963
							南校舎	RC造	4	3,079.00	1974
							体育館	S造	1	725.00	1978

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	16	2023 船越小学校		○			校舎	RC造	5	4,632.00	2020
							体育館	S造	2	971.80	2020
中央	17	2024 城北小学校		○		○	北校舎	RC造	3	1,609.00	1965
							南校舎	RC造	3	3,509.00	1971
							体育館	S造	1	798.00	1974
中央	18	2032 花川小学校	○	○			校舎	RC造	3	2,140.00	1967
							体育館	S造	1	972.00	1996
中央	19	2045 葵が丘小学校	○	○			北校舎	RC造	3	1,911.00	1966
							南校舎	RC造	4	2,731.00	1969
							体育館	S造	1	819.00	1972
中央	20	2049 泉小学校	○	○			北校舎	RC造	4	837.00	1981
							校舎棟(管理)	RC造	3	3,998.00	1970
							体育館	S造	1	601.00	1974
中央	21	2055 佐鳴台小学校	○	○			校舎	RC造	4	5,055.00	1977
							体育館	S造	1	725.00	1979
中央	22	2056 瑞穂小学校	○	○		○	北校舎	RC造	4	3,641.00	1978
							南校舎	RC造	4	1,807.00	1979
							体育館	S造	1	945.00	1979
中央	23	2057 富塚西小学校	○	○			北校舎	RC造	2	1,648.00	1979
							南校舎	RC造	2	2,152.00	1979
							体育館	S造	1	725.00	1979
中央	24	2063 葵西小学校		○			校舎	RC造	4	4,799.00	1984
							体育館	S造	1	725.00	1985
中央	26	2016 蒲小学校		○			北校舎西	RC造	3	2,525.00	1966
							北校舎東	RC造	3	973.00	2008
							南校舎東	RC造	4	3,097.00	1973
							南校舎西	RC造	4	272.00	2014
							体育館	S造	1	1,099.00	1992
中央	27	2025 和田小学校		○		○	北校舎	RC造	4	3,513.00	1969
							南校舎	RC造	3	2,099.00	1977
							体育館	S造	1	979.00	1980
中央	28	2026 与進小学校		○		○	北校舎	RC造	4	3,087.00	1973
							南校舎	RC造	4	3,127.00	1970
							体育館	RC造	1	1,131.00	1991
中央	29	2027 豊西小学校		○			北校舎	RC造	4	1,186.00	1979
							南校舎	RC造	4	2,639.00	1976
							体育館	RC造	1	751.00	1980
中央	30	2028 笠井小学校		○			校舎	RC造	4	3,665.00	1971
							体育館	S造	1	725.00	1979
							給食室	RC造	1	113.00	1999
中央	31	2029 中ノ町小学校		○			校舎	RC造	4	3,617.00	1972
							体育館	RC造	1	601.00	1976
中央	32	2039 積志小学校	○	○		○	校舎	RC造	4	8,484.00	2009
							体育館	S造	1	1,008.00	1971
中央	33	2050 大瀬小学校	○	○			校舎	RC造	4	3,292.00	1971
							体育館	S造	1	601.00	1974
中央	34	2053 中郡小学校	○	○		○	校舎	RC造	4	4,934.00	1974
							体育館	S造	1	945.00	1979
中央	35	2054 与進北小学校	○	○			校舎	RC造	4	3,948.00	1977
							体育館	S造	1	725.00	1979
中央	36	2059 有玉小学校		○			校舎	RC造	4	3,949.00	1979
							体育館	S造	1	725.00	1979

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	37	2062 和田東小学校		○			校舎	RC造	4	3,722.00	1983
							体育館	S造	1	775.00	1984
中央	38	2015 白脇小学校		○			南校舎	RC造	3	2,289.00	1963
							北校舎	RC造	4	2,047.00	2015
							北校舎	RC造	3	1,383.00	1978
							体育館	S造	1	725.00	1979
							北校舎	RC造	4	2,281.00	1971
中央	39	2021 新津小学校		○			南校舎	RC造	4	3,179.00	1979
							体育館	S造	1	945.00	1979
							校舎	RC造	4	2,901.00	1975
中央	40	2022 河輪小学校		○			体育館	S造	1	757.00	1979
							校舎	RC造	4	4,937.00	1965
中央	41	2030 芳川小学校	○	○			体育館	S造	1	945.00	1980
							北校舎	RC造	4	3,610.00	1962
中央	42	2031 飯田小学校	○	○			南校舎	RC造	4	949.00	2002
							特別教室	S造	2	383.00	2007
							体育館	S造	1	725.00	1981
							校舎	RC造	4	3,540.00	1973
中央	43	2051 砂丘小学校	○	○			体育館	S造	1	532.00	1977
							北校舎	RC造	4	1,399.00	1979
中央	44	2058 芳川北小学校		○			南校舎	RC造	4	3,421.00	1979
							体育館	S造	1	785.00	1979
							北校舎西	RC造	3	2,260.00	2022
中央	45	2500 可美小学校		○			北校舎東	RC造	4	1,253.00	1970
							南校舎西	RC造	3	3,161.00	2021
							南校舎東	RC造	3	978.00	1978
							給食室	S造	3	348.00	1980
							体育館	RC造	1	1,032.00	1986
							校舎	RC造	4	6,549.00	2011
中央	46	2639 南の星小学校		○			体育館	RC造	2	1,183.00	2011
							北校舎	RC造	3	2,038.00	1972
中央	46	2037 神久呂小学校	○	○		○	校舎	RC造	3	3,688.00	2023
							体育館	S造	1	1,099.00	1994
							北校舎東	RC造	3	1,861.00	1967
中央	47	2038 入野小学校	○	○			北校舎西	RC造	4	2,537.00	2000
							南校舎	RC造	2	1,109.00	1959
							体育館	S造	1	945.00	1979
							北校舎	RC造	4	3,086.00	1966
中央	48	2040 伊佐見小学校	○	○			南校舎	RC造	3	2,657.00	1967
							体育館	S造	1	601.00	1977
							北校舎	RC造	4	4,952.00	1969
中央	49	2041 和地小学校	○	○		○	南校舎	S造	2	799.00	2009
							体育館	S造	1	945.00	1980
							北校舎	RC造	4	3,246.00	1973
中央	50	2044 篠原小学校	○	○			南校舎	RC造	2	5,549.00	1956
							体育館	S造	1	945.00	1979
							校舎	RC造	4	2,653.00	1972
中央	51	2048 村櫛小学校	○	○			体育館	S造	1	806.00	1984
							北校舎	RC造	4	3,124.00	1982
中央	52	2061 西都台小学校		○			南校舎	S造	1	432.00	2001
							体育館	S造	1	775.00	1983
							北校舎	RC造	3	5,098.00	2005
中央	53	2501 大平台小学校		○		○	南校舎	RC造	4	1,759.20	2005
							体育館	RC造	1	1,270.00	2005

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	54	2510 舞阪小学校		○			北校舎	RC造	3	4,141.00	1963
							南校舎	RC造	3	1,608.00	2008
							体育館	RC造	2	1,629.00	1980
中央	55	2550 雄踏小学校		○			校舎	RC造	3	10,670.00	2007
							体育館	RC造	1	1,265.00	2007
中央	56	2033 三方原小学校	○	○		○	北校舎	RC造	3	1,680.00	1965
							南校舎	RC造	3	2,466.00	1968
							東校舎	RC造	3	949.00	1978
							体育館	S造	1	945.00	1979
中央	57	2060 初生小学校		○			西校舎	RC造	4	4,162.00	1981
							東校舎	RC造	4	679.00	2015
							体育館	S造	1	764.00	1982
中央	58	2034 豊岡小学校	○	○			北校舎	RC造	4	1,460.00	1979
							南校舎	RC造	4	3,526.00	1970
							体育館	S造	1	725.00	1978
合計			21	58	0	13					

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	1	4501 西部中学校		○			校舎	RC造	3	5,565.00	2023
							体育館	S造	1	1,272.00	1992
							給食室	RC造	3	230.00	1972
							武道場	S造	1	375.00	1982
中央	2	4502 南部中学校		○			北校舎	RC造	3	1,911.00	1960
							中校舎	RC造	4	3,929.00	1965
							南校舎	S造	2	592.00	1989
							体育館	RC造	2	1,659.00	2006
							給食室	RC造	1	186.00	1976
中央	3	4503 北部中学校		○			北校舎	RC造	2	793.00	1978
							南校舎	RC造	3	784.00	1977
							東校舎	S造	3	4,039.00	2012
							階段室	RC造	3	152.00	2011
							体育館	S造	1	864.00	1972
							武道場	RC造	2	793.00	1991
中央	4	4504 中部中学校	○	○			北校舎	RC造	4	6,123.00	2016
							南校舎	RC造	2	2,619.00	2016
							体育館	RC造	2	1,866.00	2016
中央	5	4505 八幡中学校		○			北校舎西	RC造	3	1,497.00	1958
							南校舎	RC造	3	2,451.00	1962
							給食室	RC造	1	150.00	1972
							体育館			1,138.00	1999
							北校舎東	RC造	2	499.00	1991
							武道場	RC造	2	925.00	1990
中央	6	4506 曳馬中学校		○			南校舎北	RC造	3	2,179.00	1960
							南校舎中	RC造	3	522.00	1980
							南校舎南	RC造	3	2,417.00	1961
							北校舎西	S造	2	592.00	1988
							北校舎東	S造	2	263.00	1993
							体育館	S造	1	1,272.00	1994
中央	7	4508 江西中学校	○	○			北校舎	RC造	1	377.00	1991
							中校舎北	RC造	3	3,569.00	2017
							中校舎南	RC造	3	235.00	2017
							南校舎	RC造	3	458.00	1972
							体育館	S造	1	1,040.00	1995
							武道場	RC造	2	455.00	1991
中央	8	4509 蜷塚中学校	○	○			北校舎	RC造	3	3,319.00	2016
							西校舎	S造	2	592.00	1989
							東校舎西	RC造	3	461.00	1979
							東校舎東	RC造	3	1,081.00	1963
							東校舎昇降所	S造	1	72.00	1987
							東校舎階段室	S造	3	137.00	2016
							体育館	S造	1	864.00	1972
							東校舎	RC造	4	5,271.00	1965
中央	9	4522 高台中学校	○	○			西校舎	RC造	2	816.00	1989
							体育館	S造	1	864.00	1972
							給食室棟	S造	1	24.00	1981
							北校舎	S造	1	300.00	1984
中央	10	4525 開成中学校	○	○			南校舎	RC造	4	4,239.00	1979
							中校舎	S造	1	292.00	1980
							体育館	S造	1	1,078.00	1980

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	11	4529 佐鳴台中学校	○	○			北校舎	RC造	4	4,429.00	1985
							南校舎	S造	1	292.00	1985
							体育館	S造	1	1,060.00	1986
							武道場	S造	1	455.00	1990
中央	12	4530 富塚中学校	○	○			北校舎	RC造	4	2,477.00	1986
							中校舎	RC造	3	887.00	1986
							南校舎南	RC造	3	2,640.00	1986
							南校舎北	RC造	2	312.00	1986
							武道場	S造	1	455.00	1991
							体育館	S造	1	1,272.00	1987
中央	13	4510 天竜中学校	○	○			北校舎	RC造	4	4,801.00	1972
							南校舎東	RC造	3	773.00	1986
							南校舎西	S造	1	300.00	1986
							体育館	S造	1	1,020.00	1980
							給食室	RC造	1	153.00	1981
中央	14	4511 与進中学校	○	○			北校舎東	RC造	4	316.00	1982
							北校舎北	RC造	4	1,030.00	1974
							北校舎南	RC造	1	81.00	1974
							西校舎	RC造	4	2,667.00	1970
							給食室	S造	1	9.00	2009
							中校舎	RC造	4	1,344.00	1979
							南校舎	S造	1	300.00	1987
							体育館	RC造	1	1,551.00	1998
中央	15	4512 笠井中学校	○	○			北校舎	RC造	4	828.00	1985
							体育館	S造	1	780.00	1977
							給食室	RC造	4	115.00	1981
							南校舎	RC造	4	3,274.00	1967
							東校舎	S造	2	592.00	1987
中央	16	4518 積志中学校	○	○			北校舎	RC造	4	4,515.00	1969
							南校舎	RC造	4	1,331.00	1974
							体育館	RC造	1	1,020.00	1977
							武道場	RC造	1	455.00	1991
中央	17	4521 丸塚中学校	○	○			北校舎	RC造	2	789.00	1991
							東校舎	RC造	5	5,006.00	1979
							中校舎	S造	1	298.00	1991
							西校舎	S造	1	300.00	1985
							体育館	S造	1	864.00	1972
中央	18	4525 中郡中学校	○	○			東校舎	RC造	4	4,249.00	1979
							西校舎	S造	1	292.00	1979
							南校舎	S造	1	300.00	1984
							体育館	S造	1	1,078.00	1980
中央	19	4500 東部中学校		○			西校舎	RC造	4	4,717.00	1966
							中校舎	RC造	4	614.00	1986
							東校舎	S造	2	592.00	1987
							体育館	S造	1	1,500.00	2006
中央	20	4507 新津中学校	○	○			北校舎	RC造	3	1,423.00	1965
							南校舎	RC造	3	2,084.00	1978
							東校舎	S造	2	592.00	1987
							体育館	S造	1	1,138.00	2002

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	21	4513 南陽中学校	○	○			南校舎	RC造	4	2,570.00	1968
							北校舎西	S造	1	166.00	1971
							北校舎中	RC造	4	525.00	1980
							北校舎東	RC造	4	2,124.00	1969
							給食室	RC造	4	134.00	1981
							体育館	S造	1	1,078.00	1979
							武道場	RC造	2	927.00	1990
中央	22	4524 江南中学校	○	○			北校舎	S造	1	300.00	1985
							南校舎	RC造	4	4,649.00	1977
							西校舎	S造	1	292.00	1977
							体育館	S造	1	780.00	1979
中央	23	4528 東陽中学校	○	○			北校舎	RC造	4	2,166.00	1984
							南校舎	RC造	3	2,468.00	1984
							中校舎	S造	1	292.00	1984
							体育館	S造	1	927.00	1985
							格技場棟	S造	1	455.00	1990
中央	24	4800 可美中学校	○	○			北校舎	RC造	4	2,714.00	1972
							南校舎	RC造	4	3,329.00	1960
							武道場	S造	2	625.00	1981
							体育館	RC造	1	1,139.00	2015
中央	25	4516 神久呂中学校	○	○			北校舎	RC造	4	2,218.00	1974
							中校舎	RC造	2	948.00	1962
							南校舎	S造	1	300.00	1985
							体育館	RC造	1	812.00	1978
中央	26	4517 入野中学校	○	○			東校舎	RC造	4	3,983.00	1978
							西校舎	RC造	4	1,405.00	2009
							南校舎	S造	2	592.00	1988
							北校舎	S造	2	227.00	2006
							体育館	S造	1	1,040.00	1993
中央	27	4519 湖東中学校	○	○			北校舎西	RC造	4	1,748.00	1969
							北校舎東	RC造	3	825.00	1994
							南校舎	RC造	4	5,283.00	1985
							体育館	RC造	1	1,104.00	1984
							南東校舎	S造	1	300.00	1986
中央	28	4520 篠原中学校	○	○			北校舎西	RC造	2	1,007.00	1975
							北校舎東	S造	2	211.00	1998
							南校舎北	S造	1	113.00	1975
							南校舎南	RC造	3	2,823.00	1961
							東校舎	S造	1	300.00	1986
							体育館	S造	1	1,140.00	1997
							武道場	S造	1	250.00	1999

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	29	4523 庄内学園	○	○			北校舎	RC造	3	1,682.00	1962
							中校舎	RC造	3	2,609.00	1962
							南校舎	RC造	3	3,199.00	2013
							西校舎	S造	1	298.00	1990
							体育館	S造	1	1,040.00	1994
							武道場	S造	1	455.00	1990
中央	30	4810 舞阪中学校	○	○			中校舎	RC造	3	3,170.00	1967
							南校舎	RC造	2	2,372.00	1977
							北校舎	RC造	2	560.00	1978
							武道場	RC造	3	1,130.00	1981
							体育館	RC造	2	1,349.00	2014
中央	31	4840 雄踏中学校		○			北校舎	RC造	3	3,444.00	1985
							中校舎	RC造	2	718.00	1985
							南校舎	RC造	3	3,878.00	1985
							東校舎	RC造	2	1,017.00	1985
							体育館	RC造	3	4,115.00	1985
中央	32	4527 三方原中学校	○	○			北校舎西	S造	1	292.00	1983
							北校舎東	S造	1	300.00	1988
							南校舎	RC造	4	5,051.00	1983
							体育館	S造	1	1,020.00	1984
中央	33	4514 北星中学校	○	○			南校舎北	RC造	4	5,366.00	2004
							南校舎南	RC造	2	767.00	2004
							北校舎	S造	1	303.00	2004
							体育館	S造	1	1,272.00	1996
合計			25	33	0	0					

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	1	花川幼稚園		○			園舎	RC造	1	344.00	1978
							雑庫	S造	1	26.00	1978
							便所	S造	1	4.00	1978
							雑庫	S造	1	6.00	1983
中央	2	和田幼稚園		○			園舎	RC造	2	966.00	1978
							便所	S造	1	4.00	1978
							雑庫	S造	1	13.00	1978
							雑庫	S造	1	9.00	2001
中央	3	与進幼稚園		○			園舎	RC造	2	971.00	1981
							体育器具庫	S造	1	26.50	2004
							プール付属棟	S造	1	10.00	1981
中央	4	豊西幼稚園		○			園舎	RC造	1	716.00	1978
							雑庫	S造	1	13.00	1978
							雑庫	S造	1	15.00	1992
中央	5	笠井幼稚園		○			園舎	RC造	2	1,155.66	2002
							器具庫	S造	1	26.22	2002
							飼育小屋	S造	1	5.40	2002
							雑庫	S造	1	10.00	2002
							雑庫	S造	1	3.35	2002
							自転車置場	S造	1	7.40	2002
中央	6	中ノ町幼稚園		○			機械室	RC造	2	28.00	1973
							園舎(管理棟)	RC造	2	423.00	1973
							園舎(保育室)	RC造	2	486.00	1972
							雑庫	S造	1	20.00	1983
							雑庫	W造	1	13.20	1994
							雑庫	S造	1	19.00	1992
中央	7	万斛幼稚園		○			園舎	RC造	2	1,039.00	1979
							雑庫	S造	1	27.30	2003
							雑庫	W造	1	13.00	1965
中央	8	有玉幼稚園		○			園舎	RC造	2	693.00	1975
							機械室	RC造	1	24.00	1975
							雑庫	S造	1	14.00	1987
							雑庫	S造	1	26.00	1999
中央	9	橋爪幼稚園		○			雑庫	S造	1	20.00	1977
							園舎	RC造	2	855.00	1979
							雑庫	S造	1	13.00	1979
							雑庫	S造	1	14.00	1994
中央	10	芳川幼稚園		○			園舎	RC造	2	843.00	1982
							雑庫	S造	1	17.00	1982
							プール付属棟	S造	1	10.00	1982
中央	11	白脇幼稚園	○	○			園舎	RC造	2	808.00	1978
							便所	S造	1	4.00	1978
							雑庫	S造	1	10.00	2001

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	12	飯田幼稚園		○			園舎	RC造	2	661.00	1980
							雑庫	S造	1	20.00	2008
							プール附属棟	S造	1	7.00	1981
							雑庫	W造	1	7.00	1994
中央	13	可美幼稚園		○			園舎(遊戯室)	S造	1	338.00	1982
							園舎	RC造	2	1,828.00	1992
							雑庫	RC造	1	39.00	1992
							雑庫	S造	1	7.00	1992
							飼育小屋	S造	1	8.00	1992
中央	14	南の星幼稚園		○			幼稚園棟	RC造	2	803.00	2011
							器具庫	RC造	1	18.00	2011
中央	15	神久呂幼稚園		○			園舎	RC造	2	910.00	1993
							器具庫	S造	1	15.00	1993
							プール附属棟	RC造	1	18.00	1993
							雑庫	W造	1	10.00	1993
中央	16	伊佐見幼稚園		○			園舎	RC造	2	591.00	1974
							機械室	RC造	1	25.00	1974
							雑庫	S造	1	20.00	1974
							雑庫	W造	1	3.00	1993
中央	17	和地幼稚園		○			園舎	RC造	1	202.00	1973
							機械室	RC造	1	32.00	1973
							園舎(保育室)	RC造	1	182.00	1976
							雑庫	S造	1	20.00	1974
							プール附属棟	S造	1	8.00	1981
							雑庫	S造	1	10.00	1983
中央	18	北庄内幼稚園		○			園舎	RC造	1	652.00	1982
							雑庫	S造	1	19.00	1982
							雑庫	S造	1	10.00	1983
							雑庫	S造	1	10.00	2005
							プール附属棟	S造	1	9.00	1983
中央	19	村櫛幼稚園		○			園舎	RC造	1	686.00	1981
							プール附属棟	S造	1	7.00	1981
							雑庫	S造	1	13.00	1983
							便所	S造	1	2.00	1983
							雑庫	W造	1	13.00	1994
中央	20	舞阪幼稚園 (休園中)		○			プール附属棟	W造	1	39.74	1976
							プロパン庫	CB造	1	6.59	1976
							機械室	CB造	1	11.72	1976
							機械室	RC造	1	46.52	1976
							園舎	RC造	2	2,981.07	1976
							窯業小屋	CB造	1	3.99	1981
中央	21	雄踏幼稚園		○			機械室	CB造	1	14.24	1971
							便所	CB造	1	13.12	1971
							車庫	S造	1	68.75	1971
							車庫	S造	1	10.00	1975
							雑庫	S造	1	4.25	1981
							器具庫	RC造	1	29.70	1971
							園舎	SRC造	2	4,381.79	1971

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装置	棟名称	構造	階数	延床面積	新築年
			建築	設備							
中央	22	豊岡幼稚園		○			園舎	RC造	2	933.00	1983
							雑庫	W造	1	6.00	1983
							雑庫	S造	1	16.00	1996
							雑庫	S造	1	33.00	1986
							プール付属棟	S造	1	9.00	1989
中央	23	初生幼稚園	○	○			体育器具庫・倉庫	S造	1	46.40	2004
							園舎	RC造	2	609.00	1979
中央	24	三方原幼稚園	○	○			園舎	RC造	2	626.00	1979
							器具庫	W造	1	5.00	1979
							便所	S造	1	3.00	1979
							雑庫	W造	1	10.00	1994
合計		24	3	24	0	0					

対象施設一覧(浜名区)

区	番号	調査番号 学校名	2025		外壁 診断	防音 校	非常用 照明装置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月
			定期点検 建築	設備								
浜名	1	2035 都田小学校	○	○		○		東校舎	RC造	4	347.00	2008
								西校舎	RC造	4	2,277.00	1979
								体育館	S造	1	680.00	1981
浜名	2	2043 都田南小学校	○	○		○		北校舎	RC造	3	2,917.00	1997
								中校舎	RC造	2	1,817.00	1982
								南校舎	S造	2	559.00	2001
								体育館	S造	1	1,216.00	2001
浜名	3	2600 気賀小学校		○				北校舎	RC造	3	1,282.00	1972
								中校舎	RC造	4	2,348.00	1979
								南校舎	RC造	3	3,059.00	2004
								給食室	S造	1	178.00	1979
								体育館	S造	1	1,083.00	1978
浜名	4	2601 西気賀小学校		○				東校舎	S造	1	240.00	1981
								中校舎	RC造	2	680.00	1964
								西校舎	RC造	2	1,243.00	1981
								体育館	S造	1	641.00	1976
浜名	5	2602 伊目小学校		○				体育館	S造	1	743.00	1977
								校舎棟	RC造	3	1,747.00	1980
浜名	6	2603 中川小学校		○				体育館	S造	1	1,212.00	1980
								北校舎	RC造	3	1,907.00	2008
								中校舎	RC造	4	2,423.00	1982
								南校舎	RC造	3	786.00	1987
浜名	7	2610 井伊谷小学校		○				北校舎	RC造	4	3,458.00	1957
								体育館	S造	1	977.00	1980
								南校舎	RC造	3	1,142.00	1982
浜名	8	2611 金指小学校		○				北校舎	RC造	3	868.00	1985
								南校舎	RC造	3	1,181.00	1969
								体育館	S造	1	720.00	1983
浜名	9	2612 奥山小学校		○				体育館	S造	1	740.00	1987
								校舎	RC造	4	3,704.00	1981
浜名	10	2630 三ヶ日東小学 校		○				校舎	RC造	3	2,648.00	1964
								特別教室	S造	2	263.00	1990
								体育館	S造	2	1,059.00	1981
浜名	11	2633 三ヶ日西小学校		○				校舎	RC造	3	4,594.00	1955
								体育館	RC造	1	1,483.00	1986
浜名	12	2636 平山小学校		○				東校舎	RC造	2	987.00	1980
								中校舎	RC造	1	258.00	1958
								西校舎	S造	2	248.00	1997
								体育館	S造	1	614.00	1982
浜名	13	2637 尾奈小学校		○				北校舎	RC造	2	352.00	1957
								中校舎	RC造	2	902.00	1982
								西校舎	S造	1	305.00	2005
								体育館	S造	1	646.00	1980
浜名	14	2180 浜名小学校		○				東校舎	RC造	4	2,734.00	1977
								中校舎	RC造	2	814.00	1960
								西校舎	RC造	3	1,622.00	1981
								体育館	RC造	1	945.00	1978
浜名	15	2181 北浜小学校		○				北校舎	RC造	3	3,240.00	1985
								南校舎	RC造	3	2,016.00	1970
								給食室	S造	1	54.00	1985
								体育館	RC造	1	1,189.00	1979

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	防音 校	非常用 照明装置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月
			建築	設備								
浜名	16	2182 北浜東小学校		○				北校舎	RC造	2	1,488.00	1981
								南校舎	RC造	2	1,278.00	1965
								体育館	S造	1	919.00	1988
浜名	17	2183 中瀬小学校		○				北校舎	RC造	3	3,320.00	1965
								南校舎	RC造	3	2,446.00	1978
								体育館	S造	1	1,049.00	1987
浜名	18	2184 赤佐小学校	○	○				北校舎東	RC造	2	1,575.00	1978
								北校舎西	RC造	2	630.00	1958
								南校舎	RC造	3	3,157.00	1971
								体育館	S造	1	992.00	1986
浜名	19	2185 亀玉小学校	○	○				北校舎東	RC造	2	886.00	1969
								南校舎	RC造	2	1,430.00	1982
								体育館	S造	1	870.00	1986
								北校舎東	RC造	3	998.00	1980
浜名	20	2186 新原小学校	○	○				北校舎	RC造	3	1,010.00	1966
								南校舎	RC造	2	1,909.00	1980
								体育館	S造	1	919.00	1988
浜名	21	2189 北浜北小学校	○	○				校舎	RC造	4	4,615.00	1976
								体育館	RC造	1	824.00	1977
浜名	22	2190 内野小学校	○	○				北校舎	RC造	4	4,921.38	1983
								南校舎	RC造	4	2,373.00	2013
								仮設校舎	RC造	4	748.00	2017
								体育館	S造	1	886.00	1984
浜名	23	2191 北浜南小学校		○				校舎	RC造	3	3,650.00	1984
								体育館	S造	1	860.00	1985
浜名	24	2192 伎倍小学校		○				校舎棟	RC造	3	4,126.00	1991
								体育館	S造	1	919.00	1992
合計		24	7	24	0	2	0					

浜名	1	4515 都田中学校	○	○				北校舎	RC造	2	1,293.00	1962
								西校舎	S造	2	345.00	1997
								南校舎	RC造	3	1,412.00	1979
								東校舎	S造	1	178.00	1979
								武道場	S造	1	403.00	1988
								体育館	S造	1	1,137.00	1988
浜名	2	4902 細江中学校		○				中校舎西	RC造	3	2,509.00	1969
								中校舎東	S造	3	465.00	1992
								北校舎北	RC造	3	2,306.00	1970
								北校舎南	S造	1	88.00	1992
								南校舎	S造	1	747.00	1970
								第一体育館	S造	2	1,476.00	1972
								第二体育館	S造	1	617.00	1979
								給食室	S造	1	1,995.00	1998
								武道場	S造	2	965.00	1993
浜名	3	4914 引佐南部中学校	○	○				北校舎	S造	1	442.00	1972
								武道場	S造	1	608.00	1983
								体育館	S造	2	1,677.00	1973
								南校舎	RC造	3	4,346.00	1971
								給食室	S造	2	693.00	2004
浜名	4	4913 引佐北部中学校		○				北校舎西	RC造	2	705.00	1967
								北校舎東	W造	2	416.00	1993
								南校舎西	RC造	2	398.00	1967
								南校舎中	RC造	2	557.00	2011
								南校舎東	RC造	2	199.00	2011
浜名	5	4922 三ヶ日中学校		○				北校舎	S造	1	456.00	1977
								武道場	S造	2	1,174.00	1976
								体育館	RC造	3	1,477.00	1975
								給食室	S造	4	1,285.00	1995
								南校舎	RC造	4	3,019.00	1974
								東校舎	RC造	3	2,424.00	1974

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	防音 校	非常用 照明装置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月
			建築	設備								
浜名	6	浜名中学校		○				校舎棟	RC造	4	8,175.73	2017
								屋内運動場棟	RC造(一部S造)	2	2,723.89	2017
浜名	7	4611 北浜中学校	○	○				北校舎西	RC造	2	857.00	1956
								北校舎東	RC造	3	1,018.00	1968
								中校舎	RC造	4	3,578.00	1981
								南校舎	RC造	3	1,582.00	1982
								武道場	RC造	1	486.00	1972
								体育館	S造	1	1,024.00	1983
浜名	8	4612 浜北北部中学校	○	○				北校舎	RC造	3	1,296.00	1982
								中校舎	S造	4	3,376.00	1984
								西校舎	RC造	3	618.00	1992
								南校舎東	RC造	3	1,508.00	1963
								南校舎	RC造	3	406.00	1967
								武道場	S造	1	789.00	1967
								体育館	S造	1	1,221.00	1990
浜名	9	4613 亀玉中学校	○	○				北校舎	RC造	2	400.00	1992
								中校舎西	RC造	1	318.00	1971
								中校舎東	RC造	2	1,583.00	1971
								南校舎	RC造	2	1,532.00	1961
								南校舎便所	S造	2	80.00	1989
								武道場	RC造	1	311.00	1971
								武道場更衣室	S造	2	124.00	1971
								体育館	S造	1	920.00	1984
浜名	10	4614 北浜東部中学校		○				北校舎	RC造	4	2,540.00	1980
								南校舎東	RC造	3	1,933.00	1980
								南校舎西	RC造	3	272.00	1992
								体育館	S造	2	1,560.00	1980
合計		10	5	10	0	0	0					

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	防音 校	非常用 照明装置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月
			建築	設備								
浜名	1	西気賀幼稚園		○				園舎	S造	1	761.00	1997
								雑庫	S造	1	30.00	1997
								プール付属室	S造	1	8.00	1997
浜名	2	伊目幼稚園		○				園舎	S造	2	550.03	1992
								プール付属室	S造	1	6.00	1997
浜名	3	中川幼稚園		○				園舎	S造	1	473.00	1975
								園舎(遊戯室)	S造	1	438.00	1987
								園舎(会議室棟)	S造	2	194.00	1994
浜名	4	中央幼稚園		○				園舎	S造	1	503.00	1982
								園舎(遊戯室)	S造	1	247.00	1962
浜名	5	高台幼稚園		○				園舎	S造	1	363.00	1979
								園舎	S造	1	66.00	1994
								園舎	S造	1	22.00	1994
								便所	S造	1	7.00	1994
								園舎(遊戯室)	S造	1	159.00	1979
浜名	6	引佐幼稚園	○	○				園舎	S造	1	1,384.00	1996
浜名	7	金指幼稚園		○				園舎	S造	1	387.00	1882
								園舎	S造	1	172.00	1994
浜名	8	奥山幼稚園		○				園舎	S造	1	779.00	1988
浜名	9	伊平幼稚園		○				園舎	S造	1	641.00	2001
浜名	10	引佐北部みさと 幼稚園		○				園舎	S造	1	338.00	1997
								園舎	S造	1	144.00	1997
浜名	11	尾奈幼稚園		○				園舎	S造	1	359.00	1978
浜名	12	大崎幼稚園		○				園舎	S造	1	248.00	1979
								園舎(管理棟)	S造	1	10.00	1990
浜名	13	平山幼稚園		○				園舎	S造	1	369.00	1983
浜名	14	小松幼稚園		○				雑庫	W造	1	13.25	1973
								園舎	S造	1	679.84	1989
								器具庫	S造	1	28.50	1989
								自転車置場	S造	1	3.75	1989
								雑庫	S造	1	16.80	1997
								便所	W造	1	7.45	2001
浜名	15	北浜南幼稚園		○				園舎	W造	1	280.72	1966
								園舎	W造	1	197.97	1967
								園舎(保育室)	S造	1	70.11	1973
								園舎	S造	1	229.77	1979
								園舎(遊戯室)	S造	1	226.05	1979
								渡り廊下	S造	1	12.71	1979
								雑庫	S造	1	19.87	1979
								雑庫	S造	1	14.58	1991
浜名	16	北浜中央幼稚園	○	○				園舎(管理棟)	S造	1	385.87	1973
								園舎(保育室)	S造	1	235.72	1974
								雑庫	W造	1	12.15	1975
								園舎(遊戯室)	S造	1	243.60	1998
								雑庫	S造	1	18.60	1998
浜名	17	北浜北幼稚園	○	○				園舎	S造	1	592.90	1982
浜名	18	北浜東幼稚園	○	○				雑庫	S造	1	5.67	1977
								便所	W造	1	6.62	1979
								園舎	S造	1	629.05	1983
								雑庫	S造	1	19.44	1983
								自転車置場	S造	1	13.34	1985

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	防音 校	非常用 照明装置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月
			建築	設備								
浜名	19	中瀬幼稚園		○				園舎	S造	1	833.26	1977
								園舎	S造	1	303.00	1977
								便所	W造	1	9.72	1977
								自転車置場	S造	1	8.80	1977
								雑庫	S造	1	16.20	1977
浜名	20	上島幼稚園		○				園舎	S造	1	282.00	1980
								園舎	S造	1	365.33	1987
								雑庫	S造	1	14.91	1987
浜名	21	赤佐幼稚園		○				園舎	S造	1	628.40	1982
浜名	22	赤佐西幼稚園		○				園舎(管理棟)	S造	1	319.90	1976
								園舎(保育棟)	S造	1	482.00	1976
								渡り廊下	S造	1	68.47	1978
								雑庫	S造	1	16.04	1997
浜名	23	宮口幼稚園		○				園舎(管理棟)	S造	1	509.93	1984
								渡り廊下	S造	1	125.13	1984
								雑庫	S造	1	24.00	1984
								飼育小屋	S造	1	4.20	1984
								園舎(保育室)	S造	1	109.15	1999
浜名	24	新原幼稚園		○				園舎(遊戯室)	S造	1	231.00	7972
								園舎	W造	1	52.97	1976
								雑庫	S造	1	19.76	1978
								園舎	S造	1	388.00	1986
								園舎	S造	1	183.85	2004
浜名	25	内野幼稚園	○	○				園舎	RC造	2	1,266.00	2011
								器具庫	S造	1	27.00	2011
								外トイレ	S造	1	7.00	2011
								飼育小屋	S造	1	3.00	2011
合計		25	5	25	0	0	0					

対象施設一覧(天竜区)

			2025								
区	番号	調査番号 学校名	定期点検	外壁	非常用 照明装 置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月	
			建築	設備							診断
天竜	1	2150 二俣小学校		○			北校舎	RC造	3	2,079.00	1984
							南校舎	RC造	4	2,940.00	1967
							体育館	S造	1	945.00	1977
天竜	2	2159 光明小学校		○			校舎	RC造	4	3,336.00	1969
							体育館	S造	1	725.00	1980
天竜	3	2154 上阿多古小学校		○			校舎	RC造	3	2,067.00	1965
							体育館	S造	1	532.00	1978
天竜	4	2156 下阿多古小学校		○			校舎	RC造	3	1,430.00	1978
							体育館	S造	1	692.00	1985
天竜	5	2157 熊小学校		○			校舎	RC造	3	1,547.00	1984
							体育館	S造	1	684.00	1979
天竜	6	2158 横山小学校	○	○			校舎棟	RC造	3	1,735.00	1983
							体育館	S造	1	532.00	1979
天竜	7	2330 犬居小学校	○	○			校舎棟	RC造	4	2,218.00	1966
							体育館	S造	1	733.00	1987
天竜	8	2338 気田小学校	○	○			校舎棟	RC造	3	2,318.00	1977
							体育館	RC造	1	1,019.00	1989
天竜	9	2463 佐久間小学校	○	○			北校舎	S造	1	364.00	1979
							南校舎	RC造	3	2,252.00	1957
							体育館	RC造	1	541.00	1979
天竜	10	2480 水窪小学校		○			校舎(木部)	W造	2	1,988.00	2001
							校舎(RC部)	RC造	2	496.00	2001
							体育館	S造	2	522.00	1975
合計		10	4	10	0	0					

天竜	1	4596 清竜中学校		○			南校舎	RC造	4	3,311.00	1970
							北校舎	S造	1	392.00	1975
							体育館	RC造	2	1,626.00	2005
							武道場	S造	1	320.00	1989
天竜	2	4597 光が丘中学校		○			東校舎	RC造	4	3,119.00	1985
							中校舎	S造	1	200.00	1988
							西校舎	RC造	1	393.00	1962
							北校舎	S造	1	83.00	1975
							武道場	S造	1	326.00	1992
							体育館	RC造	2	1,204.00	2008
天竜	3	4713 春野中学校	○	○			北校舎	RC造	3	2,168.00	1981
							南校舎	S造	1	508.00	1965
							体育館	W造	2	1,180.00	2007
天竜	4	4790 水窪中学校		○			北校舎	RC造	3	2,681.00	2005
							南校舎	S造	1	121.00	1971
							体育館	S造	1	855.00	1971
天竜	5	4781 佐久間中学校		○			体育館	S造	2	898.00	1962
合計		5	1	5	0	0					

区	番号	調査番号 学校名	定期点検		外壁 診断	非常用 照明装 置	棟名称	構造	階 数	延床面積	新築年月
			建築	設備							
天竜	1	二俣幼稚園		○			園舎	SCR	2	830.00	1995
							雑庫	W造	1	13.00	1989
							雑庫	W造	1	10.00	1973
							雑庫	W造	1	9.90	2001
天竜	2	光明幼稚園		○			園舎	W造	1	765.00	1997
							雑庫	W造	1	19.87	1997
							器具庫	W造	1	9.90	1997
							機械室	W造	1	6.00	1997
天竜	3	上阿多古幼稚園		○			園舎	W造	1	302.00	1991
天竜	4	下阿多古幼稚園	○	○			園舎	S造	1	477.00	1986
天竜	5	犬居幼稚園	○	○			園舎	W造	1	163.37	1987
							園舎	W造	1	270.95	1987
天竜	6	気田幼稚園	○	○			園舎	W造	1	381.03	1976
							園舎	RC造	2	247.22	1986
							雑庫	W造	1	28.26	1987
天竜	7	佐久間幼稚園		○			園舎	W造	1	434.85	1997
合計		7	3	7	0	0					

点検チェックリスト(学校設置者用)

通し番号

学校名	浜松市立〇〇学校	点検日	令和 年 月 日		
点検者	職名:	点検箇所 (該当に)	屋内運動場 廊下	教室 昇降口	特別教室 外部 その他(プール付属)
	氏名:	階		室名	

《点検結果》 A : 異常は認められない、または対策済み
B : 異常かどうか判断がつかない、わからない
C : 異常が認められる

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家	
I 天井	学校	天井	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	学校								
	天(1)井定	①技術基準への適合	技術基準に則した落下防止対策がとられているか。	耐震性								
	(2)在来／軽鉄下地	①壁際の吊り方	野縁や野縁受けの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性								
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化								
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性								
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化								
	(3)在来／木下地	①木下地の配置	吊木等が適当な間隔で配置され、耐力が十分確保されているか。	耐震性								
		②下地材(腐朽など)	天井の木下地材の腐朽、割れは見当たらないか。	劣化								
		③天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡、天井面の著しい変形は見当たらないか。	劣化								
	(4)システム天井	①壁際の吊り方	Tバーの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性								
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化								
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性								
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化								
	(5)張り直	①ボード類のずれなど	木毛セメント板等のボード類にずれ・ひび割れ、漏水跡は見当たらないか。	劣化								
	(6)吹き付け直	①吹き付けの劣化	吹き付けに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化								
	(7)塗り直	①モルタル(剥落など)	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化								
	学校	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	学校								

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校 (報告)	設置者	専門家	
Ⅱ 照明器具	(1) 吊り下げ形	①吊り材 (緊結)	照明器具の吊り材は支持材に緊結されているか。	耐震性								
		②落下防止対策 (屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性								
		③取付け金物 (劣化)	ビス等の取付け金物に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化								
	(2) 直付け形	①取付け部 (緊結)	照明器具は支持材に緊結されているか。	耐震性								
		②落下防止対策 (屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性								
		③取付け部 (劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化								
	(3) 天井材埋込形	①落下防止対策	落下防止対策がとられているか。	耐震性								
		②取付け部 (劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化								
		③周辺の天井材	照明器具周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化								
	(4) 外灯	①取付け部、本体 (劣化)	地面や建物等に固定されているか(本体・接続部の腐食・破損等劣化状況を含む)	劣化								
Ⅲ 窓・ガラス	学校	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校								
	学校	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	学校								
	学校	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	学校								
	学校	窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	学校								
	学校	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	学校								
	F I X 窓	①FIX(はめごろし)窓／硬化性パテ	FIX(はめごろし)窓のガラスの固定に硬化性パテを使用していないか。	耐震性								
	開閉窓	②開閉窓／引き違い窓	窓に動きにくさ、変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか	劣化								
	横連窓	③屋内運動場の横連窓	横連窓を支持する構造体の剛性が確保されているか。	耐震性								
Ⅳ 外壁(外装材)	学校	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校								
	(1) モルタル	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化								
	(2) ラ	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみが見当たらないか。	劣化								

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校 (報告)	設置者	専門家	
IV 外壁（外装材）	(3) タイル	①目地	伸縮調整目地が所要に施工されているか。	耐震性								
		②剥落など	タイルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化								
	(4) ALCパネルなど	①取付け工法	層間変位追従性が高い工法で設置しているか。	耐震性								
		②ひび割れなど	ALCパネルや押出成形セメント板などにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつき、錆は見当たらないか。	劣化								
	(5) サイディングなど	①ひび割れなど	ボードにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつきは見当たらないか。	劣化								
		②取付けビス	取付けビスに浮き等の異常は見当たらないか。	劣化								
	(6) ガラスブロック	①工法	古い工法で設置されていないか。	耐震性								
		②ずれ・せり出し	ガラスブロック壁に面外へのずれやせり出しは見当たらないか。	劣化								
		③欠損など	ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷は見当たらないか。	劣化								
	(7) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁は適切な仕様で設置されているか。	耐震性								
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性								
		③欠損など	コンクリートブロック壁にはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化								
V 内壁（内装材）	学校	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校								
	(1) モルタル	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化								
	(2) スラ	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみは見当たらないか。	劣化								
	(3) 仕上げボード	①はらみなど	ボードのはらみ、緩み、ずれ、漏水跡は見当たらないか。	劣化								
	(4) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁(間仕切壁)は適切な仕様で設置されているか。	耐震性								
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性								
		③欠損など	コンクリートブロックのはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化								
	(5) ステージ部の壁	①仕上面の状況	ビスや釘の浮き、ボードのはらみやずれ、汚れは見当たらないか。	劣化								
		②構造体との緊結	下地材と構造体(鉄骨等)が緊結されているか。	耐震性								

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校 (報告)	設置者	専門家	
Ⅵ 設備機器	学校	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	学校								
	(1) 体育器具 放送機器・	①取付け部(緊結)	放送機器や体育器具は支持材に緊結されているか。	耐震性								
		②取付け金物	取付け金物の緩み、腐食、破損は見当たらないか。	劣化								
	学校	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	学校								
	(2) 空調室外機	①取付け部(緊結)	空調室外機や給湯設備などは支持材に緊結されているか。	耐震性								
		②取付け部(変形など)	取付け部に変形、腐食、破損は見当たらないか。	劣化								
	(3) 上下黒板	①取付け部(変形・劣化など)	適切な仕様で設置されているか(機構の劣化・損傷等はないか)	劣化								
Ⅶ テレビなど	学校	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	学校								
	学校	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	学校								
	学校	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	学校								
	ビ・天吊りテレビ・エアコン	①取付け部(緊結)	天吊りのテレビ台及びエアコンが構造体に緊結されているか。	耐震性								
Ⅷ 収納棚など	学校	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	学校								
	学校	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	学校								
	学校	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	学校								
Ⅸ ピアノなど	学校	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	学校								
Ⅹ ・エキスパ ンション	学校	エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	学校								
	学校	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	学校								
	エキスパンション・	①エキスパンション・ジョイントの間隔	エキスパンション・ジョイントの間隔は十分か。	耐震性								
		②エキスパンション・ジョイントのカバー材	カバー材が適切な追従性能を有するか。	耐震性								
Ⅺ 体育	(1) サッカー	①取付け部、本体(劣化)	地面や建物等に固定されているか(本体・接続部の腐食・破損等劣化状況を含む)	劣化								
	(2) バスケット	①取付け部、本体(劣化)	機器類は支持材に固定されているか(本体・接続部の腐食・破損等劣化状況を含む)	劣化								

[illegible]

◆施設支払い内訳

1 契約金額

2 施設内訳

建築基準法第12条定期点検

施設主管課	施設名	内訳額
学校教育部教育施設課 (浜松市中央区中央一丁目2番1号イーステージ浜松オフィス棟6階)	(建築物) 西小学校ほか 計32校	
	(建築設備) 西小学校ほか 計92校	
学校教育部教育施設課 (浜松市中央区中央一丁目2番1号イーステージ浜松オフィス棟6階)	(建築物) 西部中学校ほか 計32校	
	(建築設備) 西部中学校ほか 計48校	
こども家庭部幼保運営課 (浜松市中央区鍛冶町100-1ザザシティ浜松中央館5階)	(建築物) 花川幼稚園ほか 計11園	
	(建築設備) 花川幼稚園ほか 計56園	

◆特記事項

1 業務計画書の提出

業務を遂行するにあたっては、あらかじめ「業務計画書」を**施設主管課**に提出し、承諾を受けること。

2 業務完了報告書の提出

一定の業務を完了したときは、業務完了報告書等を**施設主管課**へ提出すること。

3 業務従事責任者の届出

- (1)業務を実施するにあたり、**施設主管課**へ業務従事責任者を届出する。
- (2)業務従事責任者は、全ての従事者の指揮・監督をし、業務の監理を行う。
- (3)業務従事責任者又は全ての従事者に法的な技術的資格等を必要とする場合は、その有する資格を**施設主管課**へ届け出するものとする。
- (4)前記(3)について、すべての従事者についても、これを準用する。

4 業務従事者の心得

業務に従事する者は、次の事項に十分留意すること。

- (1)業務の処理上知り得た秘密は、他人に漏らしてはならない。
- (2)業務責任者は、**施設管理担当者**の指示があったときには、速やかにその指示に従うこと。
- (3)粗暴な言動は、厳に慎むこと。
- (4)当該施設及び施設敷地内での拾得物があったときは、速やかに届出ること。
- (5)当該施設及び施設周辺での異常等に気付いた場合には、直ちに**施設主管課**へ通報すること。
- (6)業務中は、その所属する会社等の指定する制服・名札を着用するとともに、常に清潔な身だしなみとすること。